

# 令和3年・4年度三種町森林整備関係業務入札参加資格者審査申請規程

令和3年度及び4年度において、三種町が行う森林整備関係業務の指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、この規程に基づき必要な資格審査の申請をしてください。

## 第1条 業務区分

森林整備関係業務は、次の区分とします。

### 1. 森林施業業務

町有林経営事業及び森林経営管理法に基づく経営管理権設定における造林、保育、伐採その他の森林における施業（以下「森林施業」という。）に係る委託を主体としたもの並びにそれらと同程度の技術的判断を要するもの。

### 2. 松くい虫等防除業務

松くい虫防除対策事業及びナラ枯れ防除対策事業における被害木の調査、伐倒及び駆除に係る委託を主体としたもの。

なお、地上散布等の業務に関する参加資格、提出書類、受付期間については、別紙1「松くい虫防除のための地上散布等の業務入札参加資格者審査」の規程に基づくものとします。

## 第2条 参加資格

1. 競争入札に参加することができるのは、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められた者（以下「参加資格者」という。）及びその参加資格を承継した者とします。

(1) 次表に掲げる林業に関する常雇（役員を含め、雇用契約期間が1年を超える者又は雇用契約期間を定めずに雇われている者をいう。以下同じ。）の専門技術者（以下「林業の専門技術者」という。）のいずれかを1名以上（代表者を含む。以下この項において同じ。）有していること。ただし、前条第2項の松くい虫防除業務を除く。

(2) 前条第2項に定める松くい虫等防除業務については、常雇の「松くい虫専門調査員認定要領」（平成20年8月6日付け森-916農林水産部長通知）に規定する松くい虫専門調査員を1名以上有し、かつ、当該業務の実施現場に常駐し、指導及び監督を行うこと。

(3) 森林施業に従事する労働者（以下「森林作業員」という。）を3名以上有していること。

(4) 県内に主たる事業所（事業（生産・販売・その他の一定の社会的な活動）の本拠で、主要な事業活動、特に技術的な業務の運営が行われる一定の場所をいう。事務所に同義。以下同じ。）又は営業所（商人の営業の本拠で、営業上の主要な活動が行われる一定の場所をいう。以下同じ。）を有する法人又は個人であること。

(5) 全税目の町税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

(6) 消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

(7) 「会社更生法」(平成14年12月13日法律第154号。以下同じ。)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により、従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)の決定を受けていること。

(8) 「民事再生法」(平成11年12月22日法律第225号。以下同じ。)第21号第1項及び第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

#### 林業の専門技術者の資格区分(第2条第1項第1号)

技術者の資格	資格内容
技術士	「技術士法」(昭和58年4月27日法律第25号)第2条第1項に規定する技術士であつて、森林部門に係る登録を受けている者。
林業技士	「林業技士養成事業実施要領」(53林野普第253号農林水産事務次官依命通達)により林業技士として社団法人日本森林技術協会の登録を受けている者。
林業士(青年林業士)	「林業後継者育成対策等事業実施要領」(58林野普第78号農林水産事務次官依命通達)又は「指導林家等実施要領」(平成12年4月1日付け林野普第53号林野庁長官通知)により林業士(青年林業)として都道府県の認定を受けている者。
基幹林業作業士 基幹技能作業士 林業作業士	「林業労働力対策実施要領」(45林野済第95号林野庁長官通知)等により基幹林業作業士、基幹技能作業士及び林業作業士として都道府県又は林業労働力確保支援センターの認定を受けた者。
その他	「森林法」(昭和26年6月26日法律第249号)第187条第3項に規定する林業普及指導員資格試験に合格している者又は森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)による改正前の森林法第187条第4項の林業専門技術員資格試験に合格している者。
備考1) 基幹林業作業士(グリーンマイスター、昭和56～60年度) 2) 基幹林業作業士(グリーンワーカー、昭和61～平成2年度) 3) 林業作業士(新グリーンワーカー、平成3～7年度) 4) 基幹林業作業士(ニューグリーンマイスター、平成8年度～)	

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札には参加できません。

- (1) 「地方自治法施行令」(昭和22年5月3日政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合で、町長が競争入札(一般競争入札を含む。以下この項において同じ。)に参加させないこととした者。
- (2) 前号に掲げる方を受任者(代理人)として使用する場合で、町長が競争入札に参加させないこととした者。
- (3) 国、県、市町村、財産区、林業公社、独立行政法人森林総合研究所(旧独立行政法人緑資源機構)等の公的機関等(以下「公的機関等」という。)から競争入札に係る指名停止の措置を受け、かつ、その措置期間が経過しない者。

### 第3条 審査申請

1. 提出書類 審査申請に必要な書類は次のとおりです。

#### 提出申請書等一覧

番号	提出書類		森林施業業務	松くい虫等防除業務
		摘要		
1	三種町森林整備関係業務入札参加資格者登録審査申請書 (様式1号)		◎	◎
2	誓約書 (様式5号)		◎	◎
3	委任状 (様式6号)	代表者以外の者が、入札及び契約等を行う場合	○	○
4	使用印鑑届 (様式7号)	入札及び契約等を行う者の印鑑の届出	◎	◎
5	認定事業体の改善計画認定通知書 (写)	「林業労働力の確保の促進に関する法律」(平成8年5月24日法律第45号)第5条第3項の規定により都道府県知事の改善措置の計画の認定を受けている(「認定事業体」という。)場合	○	○
6	専門技術者等一覧表 (様式8号)		◎	○
7	林業の専門技術者の登録証 (写)		◎	○
8	松くい虫専門調査員の認定書 (写)			◎
9	チェーンソー作業従事者特別講習修了証 (写)	伐木作業等に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成31年2月12日公布)に伴う補講修了者又は改正後の新規修了者	◎	◎
10	刈払機取扱作業安全衛生教育修了証 (写)		◎	
11	登録証に記載の専門技術者等が社員又は職員であることを証明する書類 (写)	雇用契約書、出役簿又は賃金台帳	◎	◎
12	森林作業員一覧表 (様式10号) 森林作業員が労働者災害補償保険(労災保険)等に参加していることを証明する書類 (写)	労働基準局等に提出している書類(労働保険概算確定保険料申告書)	◎	◎
13	履歴事項全部証明書 (写し可)	申請日の3ヶ月以内に法務局が発行したもの (個人経営の場合は提出不要)	○	○

14	森林整備関係業務実績調書 (様式11号)	申請時における前年度及び前々年度に、公的機関が発注した森林整備業務の施工経歴等がある場合	○	○
15	町税「全税目」納税証明書(写)又は町税に滞納がないことの証明書(写)	三種町税務課が申請前3ヶ月以内に交付したもの	◎	◎
16	消費税等納税証明書(写)	申請日の3ヶ月以内に税務署が交付したもの	○	○
17	再生計画認可の決定書(写)	「会社更生法」による更正手続開始の申立てをした場合	○	○
18	再生計画認可の決定書(写)	「民事再生法」による再生手続開始の申立てをした場合	○	○
19	財務諸表(写)	申請日の直前の決算期から1年前までの事業年度又は営業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類 (個人経営の場合は収支内訳書)	◎	◎
備考1) ◎印は必ず提出する書類、○印は該当する場合に提出する書類です。 2) 添付する書類のうち官公署等が行った証明書類については、複写機等を使用して複写したもので、ほぼ原寸大でありかつ鮮明である写しとします。				

## 2. 事業協同組合及び協業組合に係る特記事項

「中小企業等協同組合法」(昭和26年6月1日法律第181号)に基づいて設立された事業協同組合及び「中小企業団体の組織に関する法律」(昭和32年11月25日法律第185号)に基づいて設立された協業組合については、前項に掲げる申請書等のほか、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 組合の定款
- (2) 共同受注規約(登録を希望する業務に関して、共同受注の定めがあること。)
- (3) 組合役員名簿
- (4) 組合員名簿

## 3. 提出部数

審査に必要な申請書等の提出部数は、1部とします。

## 第4条 提出方法

1. 第3項に規定する審査申請書書類の提出は、三種町役場農林課へ持参又は郵送とします。

## 第5条 受付期間等

1. 第3条で規定する審査申請書類の提出は、次のとおり受け付けします。ただし、土日、祝祭日は除きます。

回数	受付期間	審査基準日	適用日
第1回	R3. 3. 1～R3. 3. 23	R3. 2. 26	R3. 4. 1
第2回	R3. 8. 2～R3. 8. 23	R3. 7. 30	R3. 9. 1
第3回	R4. 2. 1～R4. 2. 22	R4. 1. 31	R4. 3. 1
第4回	R4. 8. 1～R4. 8. 23	R4. 7. 29	R4. 9. 1

2. 受付時間は、午前9時から午後5時まで。
3. 各回の受付期限（最終日の午後5時）までに提出されない場合は、いかなる理由があっても次回受付期限まで受け付けしませんのでご注意ください。

## 第6条 結果通知

1. 資格審査の結果、参加資格を有すると認められるときは、申請回に対応する適用日前に申請者へ通知します。
2. 資格審査の結果、参加資格を有すると認められないときは、今後の具備すべき要件等を添えて、申請回に対応する適用日以前に申請者に通知します。  
なお、異議等がある場合は、通知を受け取った日から5日以内（土曜、日曜及び祝祭日を除く。）に書面により申し出てください。
3. 第1項に該当するものは「資格者名簿」へ搭載されますが、これが直ちに競争入札の指名があるということではありません。

## 第7条 有効期限

1. 前条第1項に該当するものの資格の有効期間は申請回に対応する適用日から令和5年3月31日までとします。

## 第8条 申請事項の変更

1. 参加資格者は、次の各号のいずれかに変更があったときは速やかに届出してください。
  - (1) 事業所又は営業所の名称、所在地（履歴事項全部証明書を添付）
  - (2) 商号又は名称（履歴事項全部証明書を添付）
  - (3) 代表者又はその氏名及び役職（履歴事項全部証明書を添付）
  - (4) 電話番号又はファクシミリ番号
  - (5) 受任者（代理人）又はその氏名及び役職（委任状（様式6号）を添付）
  - (6) 使用する印鑑（使用印鑑届（様式7号）を添付）
  - (7) 専門技術者等の氏名又は人数（専門技術者等変更届（様式9号）及び当該登録証を添付）
  - (8) 営業に関する登録、許可、認可、免許等
  - (9) その他重要な事項

## 第9条 廃業・承継及び辞退の届出

参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかに指定する申請書又は届を提出してください。

1. 合併その他の事由により解散又は事業を承継した場合は、その役員である者、破産管財人又は清算人（様式2号又は様式4号）
2. 第2条第1項に規定する参加資格を失った場合は、当該参加資格者（様式4号）
3. 参加資格を辞退しようとする場合は、当該参加資格者（様式4号）

## 第10条 参加資格の取消

参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、参加資格を取り消すものとします。

1. 第2条第1項に規定する参加資格を失ったとき。
2. 第3条第1項及び第2により提出した書類に事実と異なる事項を記載したとき。

附則 この規程は、平成25年2月28日から施行する。  
この規程は、平成27年2月27日から施行する。  
この規程は、平成29年2月28日から施行する。  
この規程は、平成31年2月28日から施行する。  
この規程は、令和3年2月26日から施行する。